

建設業法施行令の一部改正について

社会経済情勢の変化を踏まえ、建設業法上の金額要件を見直す「建設業法施行令の一部を改正する政令」が平成28年6月1日から施行されることとなりましたので、次のとおりお知らせします。

○建設業法施行令の一部改正の概要

(1) 特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金額の改正

①建築一式工事 改正前：4,500万円以上 → 改正後：6,000万円以上

②その他の工事 改正前：3,000万円以上 → 改正後：4,000万円以上

(2) 専任の現場配置技術者を必要とする建設工事の請負代金額の改正

①建築一式工事 改正前：5,000万円以上 → 改正後：7,000万円以上

②その他の工事 改正前：2,500万円以上 → 改正後：3,500万円以上

※ 本市（上下水道局を含む。）では、公告日が平成28年6月1日以降となるものについて、改正後の建設業法施行令に基づいて入札公告を行います。

※ 本市（上下水道局を含む。）発注工事における技術者の兼任配置を認める金額要件についても、次のとおり改正します。

①建築一式工事における設計金額

改正前：5,000万円未満 → 改正後：7,000万円未満

②その他の工事における設計金額

改正前：2,500万円未満 → 改正後：3,500万円未満